

**Q1. なぜ消防用設備等の点検が必要なのか？**

A1. いつ火災が発生しても確実に作動する必要のある設備だからです。  
このため消防法では、点検ばかりではなく、整備を含めた維持管理を所有者などに義務付けています。

**Q2. 消防点検が必要な法的根拠は？**

A2. 消防法第17条3の3で規定されています。

**Q3. どの程度の頻度で点検をすればいいのか？**

A3. 点検期間も消防法施行規則により定められています。  
現在の規則告示内容は、平成18年7月 消防庁告示第32号で定められています。

- ・機器点検 半年に1回
- ・総合点検 1年に1回

つまり、半年に1回の点検を実施する必要があります。  
(例) 4月11日 機器点検 10月15日 総合点検

**Q4. 点検をしない場合、罰則などは有るのか？**

A4. 消防法第44条第1項の規定により罰則規定が御座います。  
また、点検だけでは無く、維持管理や消防署の是正指導や勧告に従わない場合にも適用されます。

・建物に対する措置命令に違反した場合 (使用禁止・停止・制限などへの違反)	3年以下の懲役又は300万以下の罰金 所有者、法人の代表者又は法人、その代理人に対しては1億円以下の罰金
・建物に対する措置命令に違反した場合 (改修・移転・除去等への違反)	2年以下の懲役又は200万以下の罰金 所有者、法人の代表者又は法人、その代理人に対しては1億円以下の罰金
・消防設備の設置命令に違反した場合	1年以下の懲役又は100万以下の罰金
・防火管理業務適正執行命令に違反した場合	所有者、法人の代表者又は法人、その代理人に対しては3,000万円以下の罰金
・消防点検を行わなかった場合	30万以下の罰金又は拘留

(総務省消防庁 資料2-3⑨ 罰則規定(予防分野)より一部抜粋)

**Q5. 罰則は消防法だけなのか？**

A5. 管理不備により死傷者などが発生した場合は、刑法による業務上過失致死や業務上過失傷害罪が適用されます。  
告発先は、内容により変わりますが「**検察庁**」か「**警察署**」になります。

**Q6. 点検は3年に1回で良いと聞いたのだが？**

A6. その情報は、所轄消防署への「**報告義務期間**」であり、点検自体は「**半年に1回実施する必要**」が御座います。(A3にて記述)  
報告期間を簡単に説明すると

- ・商業施設などの「**不特定多数**」が利用する施設、福祉施設などの弱者施設は「**1年に1回**」の報告が必要です。
- ・マンションやオフィスなどの「**特定利用者**」が利用する施設は「**3年に1回**」の報告となります。

**Q7. 点検や改修、設置などをしなければ、すぐに罰則が適用されるのか？**

A7. 悪質でなければ、事情を所轄消防署へ説明して可能な限りの対応をすれば罰則適用外となるケースがあります。  
ただ、法令違反を改善した訳ではありませんので、やむを得ない事情が必要です。